

## 住宅密集市街地が引き起こす問題



**危** 地震や火事が起きたとき、火が木造住宅へ燃え移り大規模な火災となる可能性が高い



**危** 道路が狭いため、消防車や救急車などの緊急車両の通行が困難である

**危** 災害時に道路が塞がり、避難経路が失われる可能性がある



住宅密集市街地を解消するために、市ではさまざまなまちづくり事業に取り組んでいます。また、重点的に改善が必要である危険な住宅密集市街地については、平成32年度末までに概ね解消するといった目標を定め、さまざまな事業に取り組んでいます。

地震などの災害に対して各家庭での備えが必要なように、まち全体を災害に強いものへとしていかなければなりません。

ここで、実際にまちづくり事業によって美しく生まれ変わったまちをご紹介します。

### ★本町地区



公園や防災施設建築物等も整備され、安心できるまちになりました。



4mだった道路の幅が6.7mへ拡幅され、防災性が向上しました。

### ★小路中第1地区



古い木造住宅が除却され、デザインが統一された景観の違いは一目瞭然です。



創意と工夫を生かした魅力あるまちづくりに取り組んだとして、大阪府知事から「大阪府まちづくり功労者感謝状」を贈呈されました。

## 老朽木造住宅等の除却補助制度を創設

補助期間 30年度～32年度

対象区域

右図「地震時等に著しく危険な密集市街地」参照

補助対象者

補助対象建築物の所有者またはその相続人ほか

補助対象建築物

昭和56年5月31日以前に建築された老朽木造建築物等ほか

補助対象経費

次の①～③の額のうち、最も少ない額

①除却工事に要する経費

②補助対象建築物の延床面積に2万6000円(30年度の1平方メートル当たりの単価)を乗じて得た額

③建物用途別に応じた限度額(下表参照)

用途区分に応じた限度額(30年度)

建物用途区分	限度額
一戸建ておよび長屋建ての区分所有の住宅	182万円
集合住宅	520万円
上記以外の建築物(店舗・事務所等)	208万円

※②の1平方メートル当たりの単価や③の限度額は各年度で変動する場合あり

補助金額

補助対象経費に5/6(補助率)を乗じた額

老朽木造建築物等の除却を検討している人は、事前にご相談ください。

問合せ先 地域整備課 ☎06(6902)6311

市は新たな住宅密集市街地を解消する取り組みとして、老朽木造住宅等の除却補助制度を創設しました。



※優先主要生活道路沿道の建物等については、道路の拡幅に協力をお願いしています

まわりの様子を何十年と見てきました。ほとんどの建物が古く、高齢者が増えてきているので、密集した市街地で火事や災害が起きたときのことを考えることも不安になります。自治会のみならず、協力しながら、防災マップの作成や避難ルートを確認するなど、自主的な準備に取り組んではいるものの、細い路地や古い建物についてはどうすることもできません。行政の密集市街地解消のための取り組みには、私たちもできることを頑張りながら協力していきたいと思っています。



幸福町東自治会 会長 綿貫さん



地域整備課 ながみつ 長光課長

住宅密集市街地では、地震等の災害時に、家屋の倒壊や火災の延焼危険性など防災上大きなリスクがあります。本市では、各地域の権利者の皆様のご理解・ご協力のもと、区画整理事業等の面整備事業に取り組んでいます。今後、密集市街地を早急に解消する必要があるため、面整備事業とあわせて、今年度から期間限定で老朽木造住宅等の除却補助制度を創設しましたので、ご活用ください。引き続き、市民の皆様とともに、安全・安心で住みよいまちづくりを進めてまいります。

